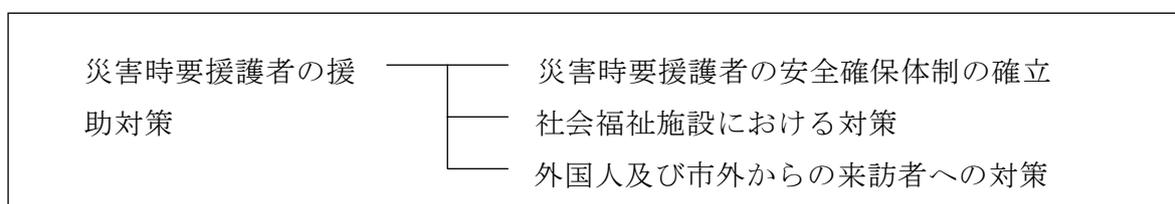


第10章 災害時要援護者の援助対策

《基本的な考え方》

市及び社会福祉施設管理者は、災害時要援護者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から災害時要援護者に関する情報の把握や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難支援計画の策定等避難誘導體制の整備に努める。また、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

《計画の体系》



第1節 災害時要援護者の安全確保体制の確立

1 災害時要援護者の実態把握

市は、平素から防災担当部局と福祉担当部局等が連携のうえ、介護職員や民生児童委員等の協力を得ながら、プライバシーにも配慮のうえ自主防災組織や自治会等の範囲ごとに、災害時要援護者の実態把握に努める。

(1) 介助支援の必要な対象者

区 分	対 象 者 の 範 囲
障 害 者	身体障害者
	知的障害者
	精神障害者
高 齢 者	高齢者のみの世帯
	寝たきり高齢者・認知症高齢者
病弱者・乳幼児・妊産婦・その他援護を必要とする人	

2 緊急連絡体制の整備

地域住民の協力のもとに災害時要援護者ごとに避難支援者を定めるなど、災害時要援護者一人ひとりの避難支援プランを作成する。

3 避難体制の確立

避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、災害時要援護者の利便性や安全性にも十分配慮する。

4 防災教育、訓練の充実

災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

5 福祉のまちづくり

地域ぐるみの支援体制づくりを実現するため、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、民生児童委員、各種相談員、社会福祉協議会相互の連携の充実に努める。

併せて、高齢者や障害者が道路、公園等の公共施設並びに商業施設、交通機関等において安全で快適に利用できるよう指針を策定し、施設の改善、整備にあたっては関係方面に協力を求め、住み良く行動しやすいまちづくりを推進する。

6 地域住民の活動

- (1) 地域住民は、災害時要援護者への対応を他人事ではなく、自ら担うべき課題として行政との相互協力により解決するよう努める。
- (2) 地域住民は、災害時要援護者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
- (3) 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当てしておく。
- (4) 地域住民は、地域の実情に応じた必要な資機材を日頃より検討し準備する。

第2節 社会福祉施設における対策

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備、強化に努める。

(3) 防災教育、訓練の充実

市の協力を得て、災害時において施設入所者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、入所者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(4) 物資等の備蓄

災害時に施設入所者の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

《資料編：資料2-10-17 災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定》

第3節 外国人及び市外からの来訪者への対策

地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、誘導標識、避難所案内板等については、地図及びローマ字併記とするよう、検討する。

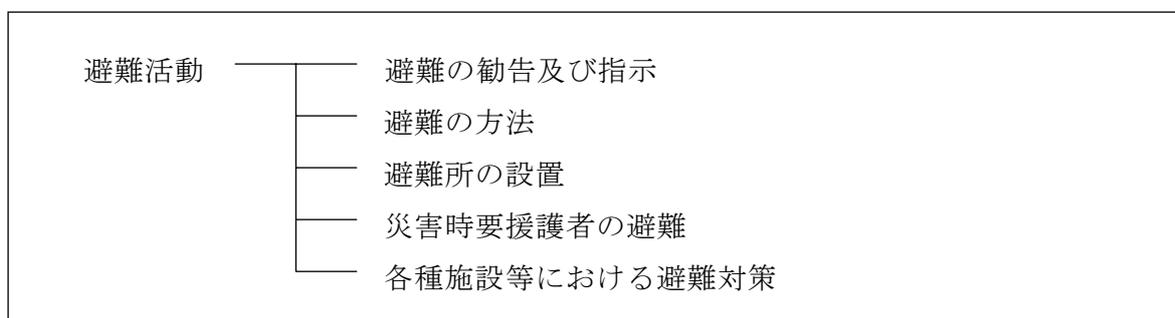
また、広報活動について、英語、中国語、ハングル等でも実施することを検討する。

第5章 避難活動

《基本的な考え方》

大規模地震発生時には、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、災害時要援護者についても十分考慮する。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

《対策の体系》



《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導及び収容に関すること。 ・避難所の開設及び運営に関すること。 ・社会教育団体等への協力要請に関すること。
別子山班	<ul style="list-style-type: none"> ・別子山地区の避難者の誘導及び収容に関すること。 ・別子山地区の避難所の開設及び運営に関すること。
援護班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の総合的な支援及び実施に関すること。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童生徒の救護及び避難誘導に関すること。 ・学校施設等の避難所開設及び運営の協力に関すること。
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告、指示及び避難者の誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。

第1節 避難の勧告及び指示

震災時に同時多発の火災が拡大延焼するなど、その地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告又は指示を行う。

また、津波警報等の津波予報が発表された場合は、迅速かつ正確に市民、釣り人、海水浴客等の観光客、船舶等に伝達するとともに、津波による被害が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難勧告、指示を行い、安全な避難誘導を行う。

1 勧告、指示の基準

実施者	実施の基準	根拠法
市長	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、住民の生命身体を保護するために必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の勧告をする。 また、危険切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。 これらの場合、市長は、直ちに県地方局長（県本部支部長）を通じて知事（県本部長）に報告する。	災害対策基本法第60条
警察官又は海上保安官	市長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、住民に対して避難の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員	著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立ち退きを指示する。	水防法第22条 地すべり等防止法第25条
自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫しているものに対し、避難の措置を講じる。	自衛隊法第94条
水防管理者（市長）	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立ち退きを指示する。	水防法第22条
県知事による措置の代行	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難の勧告又は指示の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第60条第5項

(1) 避難勧告、指示を行う具体的状況

ア 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。

イ 強い揺れ（震度4程度以上）又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じ若しくは津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき。

ウ がけ崩れ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。

エ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。

オ その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき。

2 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

(1) 要避難対象地域

(2) 避難先

(3) 避難理由

(4) 避難経路

(5) 避難時の携行品等

(6) 避難行動における注意事項

3 津波避難の対象地域

津波による浸水等のおそれがあり、避難の勧告又は指示の対象となる地区は、次のとおりである。

(1) 川東地区

大島、黒島、阿島（県道壬生川新居浜野田線及び県道新居浜土居線から海側の区域）、多喜浜（県道壬生川新居浜野田線から海側の区域）、垣生三丁目、垣生五丁目、垣生六丁目、八幡二丁目、宇高町四丁目、松の木町、清水町

(2) 川西地区

菊本町一丁目、菊本町二丁目、大江町、港町、西町、中須賀町二丁目、西原町二丁目、西原町三丁目、新田町一丁目、惣開町、磯浦町（県道壬生川新居浜野田線及び市道磯浦中新田線から海側の区域）

4 避難の勧告又は指示の伝達方法

避難の勧告又は指示を行った場合、市は直ちに勧告又は指示が出された地域の住民に対して、広報車、自治会放送施設、同報系無線施設、サイレン等により伝達するほか、

消防団員、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。また、高齢者、障害者等の災害時要援護者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した要援護者支援プランに基づき避難誘導を行う。

5 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警察官 又は 海上保安官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限る。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同第28条
水防団長 水防団員 又は消防機関に属する者	洪水高潮	水防上緊急に必要な場所において。	水防法第14条
県知事による応急措置の代行		市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、警戒区域の設定等の措置の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条

(2) 注意事項

ア 市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて、市の職員に委任することができる。

イ 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は、要求があったときは警戒区域を設定できる。

ウ 警戒区域内への立入禁止、当該住民の退去措置等の方法については、関係機関と

協議する。

- エ 実際に警戒区域を設定した場合は、なわ張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置する。

第2節 避難の方法

1 要避難地区で避難を要する場合

- (1) 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

- ア 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能となった場合、市民は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

- イ 自主防災組織及び事業所の防災組織は、集合所を中心に組織をあげて消火、救出、救護、情報活動を行う。

- ウ 市民は、集合所の周辺地区の災害が拡大し、危険が予想されるときは、自治会（自主防災組織等）の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一時避難場所又は収容施設へ避難する。

- エ 一時避難場所へ避難した市民は、当該一時避難場所に危険が迫ったときは、自治会（自主防災組織等）の単位ごとに市職員又は消防団員、警察官等の誘導のもと避難道路をへて避難場所（収容施設）へ避難する

- (2) 津波危険予想地域及び土砂災害危険予想地域

- 市民は、出火防止措置をとった後、直ちに自主的に安全な場所に避難する。

2 任意避難地区で避難を要する場合

市民は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

3 避難の誘導

避難誘導は、可能な限り自治会（自主防災組織等）の単位ごとに集団避難方法により、市職員又は消防団員、警察官等の誘導のもと避難場所に避難を行う。

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

- ア 避難誘導は、市職員、消防団員、警察官等が連携し実施する。

- イ 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童、生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。

- ウ 服装、携行品等

- (ア) 服装は軽装とするが、靴を履き、帽子（できればヘルメット）をかぶる。

(イ) 非常袋（食料、タオル、チリ紙、懐中電灯、救急薬品、雨具等）、水筒、貴重品等を携行する。なお、大量の家具、衣類等は、持ち出さない。

(ウ) 自動車は使用しない。

《資料編：資料2-10-1 一時避難場所一覧表》

《資料編：資料2-10-2 収容施設一覧表》

《資料編：資料2-10-3 予備収容施設》

4 避難の順位

避難は、傷病者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を優先し、一般住民を次順位とする。

5 避難道路の確保

避難道路は、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害の発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

また、誘導経路に危険箇所がある場合は、標示、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、またロープ等の資材を配置して、誘導の安全を図る。

6 避難のあとの警備等

避難した後、地域住民の財産等の保護は避難民の民生安定に寄与するところが大いなので、その対策は、警察署等と協議のうえ警察官若しくは本部長の指定した者がこれにあたるものとする。また、避難所における秩序保持も同様実施する。

第3節 避難所の設置

1 避難所の開設

本部は、避難が必要になった場合、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに被災者に周知するとともに、自主防災組織等の協力のもと被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講じる。

また、住民の自主避難にも配慮し、避難所の早期開設を検討する。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

避難所の開設は、災害救助法適用時においても、その実施について知事から市長に事

前委任されており、基本的には市の責務である。

2 設置場所

避難所の設置場所は、本部長が、あらかじめ指定する収容施設一覧に基づき、被害及び避難の状況に応じて決定する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の予備収容施設等についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

3 設置期間

地震情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、本部長（市長）は、県と協議のうえ設置期間を決める。

4 避難所における市職員等の配置、役割

(1) 避難所への市職員等の配置

市が設定した避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（うち1名を責任者として避難所班長が指名）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

(2) 避難所内事務所の開設

避難所責任者は、避難住民の収容を終えた後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の看板等を掲げて、避難した住民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード《資料編：様式I-10 新居浜市様式10》、物品受払簿《資料編：様式I-12 新居浜市様式12》等の様式、事務用品等）を準備する。

(3) 避難所における市職員等の役割

ア 市職員

避難所に配置された市職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- (ア) 被災者の収容
- (イ) 被災者に対する食料、飲料水の配給
- (ロ) 被災者に対する生活必需品の供給
- (エ) 負傷者に対する医療救護
- (オ) 津波、火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- (カ) 避難した者の掌握
- (キ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への

収容

イ 避難所の所有者又は管理者

市が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

5 避難状況の報告

本部は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、県（県災害対策本部西条支部経由）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。

- (1) 避難所開設の日時、場所、施設名
- (2) 収容状況及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県（県災害対策本部西条支部）に依頼する。

6 避難所の管理運営

(1) 運営上の留意点

ア 避難者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、緊急に医療及びその他の措置を必要とする被災者について移送などの措置をとる。

イ 収容者に対し、避難指示の内容や理由、気象、被害状況、救助活動などを説明し、収容者の安心に努める。

ウ 収容者の健康維持や生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保に配慮する。

エ 収容者のニーズの把握、調整を行う。特に、高齢者や障害者等災害時要援護者のニーズには充分配慮する。

オ 自主防災組織及びボランティア団体等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を明確にし自主的に秩序ある避難生活を送れるよう努める。

カ 避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官を配置する。

キ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、疲労、ストレス緩和等について配慮する。

(2) 運営の手順

ア 避難者名簿（カード）の作成

避難者名簿（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所責任者は、避難所を開設し、避難した住民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した住民等に対して、各世帯単位に記入する

よう指示する。

避難者収容記録簿《資料編：様式I-13 新居浜市様式13》は、集まった避難者名簿（カード）を基にして、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保管するとともに避難所班長を通じて庶務班長へ報告する。

イ 居住区域の割り振り

居住区域の割り振りは、可能な限り地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（20人程度をめどとする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

居住区域の代表者（班長）の役割は次のとおりとする。

- (ア) 市（本部）からの指示、伝達事項の周知
- (イ) 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
- (ウ) 物資の配布活動等の補助
- (エ) 居住区域の避難者の要望、苦情等のとりまとめ
- (オ) 消毒活動等への協力
- (カ) 施設の保全管理

ウ 食料、生活必需品の請求、受取、配給

避難所責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数について、避難所班長に報告し、救援物資班長へ調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取ったときは、物品受払簿に記入のうえ、各居住区域ごとに配給を行う。

エ 避難所の運営状況及び運営記録の作成

避難所責任者は、避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに災害対策本部（庶務班長が取りまとめ）へ報告する。

なお、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて、報告する。

また、避難所の運営記録として、日誌を記入する。

オ 被災者の市外への移送

本部長は、被害が甚大なため、市の避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、県知事に対して、被災者の受け入れが可能な他市町又は隣接県への移送を要請する。

7 避難所の閉設

- (1) 本部は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉設を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- (2) 避難所責任者は、本部の指示により避難者を帰宅させるほか必要な措置をとる。

- (3) 本部は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合については、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

第4節 災害時要援護者の避難

1 災害時要援護者の避難に関する対応

在宅の災害時要援護者については、平常時より在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。

援護班長は、民生児童委員、ボランティア、地域住民等の協力を得ながら、

- 在宅サービス利用者
- 一人暮らし高齢者
- 高齢者世帯
- 障害者
- 難病患者

等の要援護者の安全な避難誘導に努める。また、名簿を利用することにより、居宅に取り残された要援護者の迅速な発見に努め、発見した場合には、

- 一時避難場所等への移動
 - 社会福祉施設等への緊急入所
- などの措置をとる。

特に、在宅の障害者については、平常時よりその実態把握に努めるとともに、住所地別、障害種別ごとに名簿を整備しておく。

2 避難所運営における対応

援護班長は、避難所の運営において、災害時要援護者に対し次の措置を行うよう指示する。

- (1) 担当職員、保健師、民生児童委員等の訪問等による状況調査を実施する。
- (2) 避難者の障害や身体の状態に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設へ速やかに移送する。
- (3) 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料や衛生用品等を供給する。
- (4) 避難者の障害や身体の状態に応じた各種ヘルパー、手話通訳者等を派遣する。なお、平素から資格者の名簿を整備する等の措置を講じておく。

第5節 各種施設等における避難対策

各種施設等の長及び管理者は、災害による人的被害を最小限にとどめるため、平素から安全な避難誘導體制を整備しておき、地震発生時には、利用者等を迅速かつ的確に安全な場所に避難誘導する。

1 学校等における避難対策

学校等の長は、津波からの円滑な避難のため、また、消防計画等に基づき、速やかに児童、生徒を避難させることを第一任務とし、迅速かつ的確に行動する。

(1) 自衛消防組織

火災発生時等については、校長を中心にして、全教職員の協力体制のもと自衛消防隊を編成し、自衛消防隊編成表に定める任務分担に基づき行動する。

(2) 避難方法

ア 災害発生後、速やかに校内放送（停電時はハンドマイク）により冷静な対応を呼びかけ、情報の伝達を適宜行う。

(ア) 津波警報等

(イ) 出火の場所等災害の状況

(ウ) 使用不能の通路や場所

(エ) 避難方法

(オ) 避難場所

イ 避難前の注意

(ア) 人員の確認（出席簿等による。）

(イ) 避難の指示内容の確認

(ウ) 避難場所の指示

ウ 避難場所

原則として運動場に定めるが、状況により校長が指示する。

エ 集合地での注意

(ア) 隊形は朝会の隊形とする。

(イ) 人員点呼、確認

(ウ) 校長への報告（学級担任→学年担任→教頭→校長）

(3) 児童、生徒の保護者への引渡し

災害発生後、児童、生徒を保護者に引き渡すことが適切であると判断される場合は、児童、生徒の安全を確認後、速やかに保護者と連絡をとり、教職員が立会いのもと確実に引渡しを行う。保護者と連絡がとれないなどの理由で、引渡しができない場合は、学校において保護する。

2 社会福祉施設の避難対策

社会福祉施設の長は、消防法の規定により作成が義務付けられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう各施設ごとにあらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

また、平常時から地震防災訓練の実施や地域団体、ボランティアの地震時における援助の協力を求めるなどの取り組みに努める。

(1) 搬送方法

避難場所から他の安全な施設へ搬送する必要があると認めるときは、関係機関と連絡を密にして消防、警察機関の協力のもとに搬送を行う。

(2) 入所者の相互受入

本部は、県本部の指示により、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送等を行う。

(3) 在宅要援護者の受入

本部は、避難所等で介護等を要する被災者を発見した場合には、避難所等から社会福祉施設等へ搬送する。また、県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送体制を整える。

(4) 社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から地震を想定した防災計画の策定、訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織、地域団体、ボランティア等との地震災害に備えた連携の強化に努める。

また、食料、飲料水、医薬品の備蓄などを行うとともに、平常時より災害時を想定した通信手段の確保に努める。

(5) 社会福祉施設の被災状況等の把握

把握する被災状況は次のとおりである。

- ア 施設入所者の被災状況
- イ 施設、設備の被災状況
- ウ 他施設等からの被災者の受入可能人数
- エ ライフライン、食料等に関する情報

3 百貨店、興行場、事業所等の避難対策

百貨店、興行場、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内または施設外の安全な場所に誘導する。

(1) 搬送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合には、本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

(2) 避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

4 病院施設の避難対策

病院長又は病院の管理者（以下「院長等」という。）は、被害を最小限にとどめるため、あらかじめ病院内部で設置する活動組織により患者を担送者と独歩者等に区分し、独歩患者については適当な人数ごとに活動組織を編成させ、医師、看護師その他の職員が引率して本館内の安全な場所又は病院が指定する避難場所、病院の空き地、野外の仮設した幕舎その他安全な場所に誘導する。

(1) 避難指示の周知

病院のマイク放送等により周知させる。

(2) 搬送方法

ア 入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員の協力を得て患者の搬送を行う。

イ 院外への患者の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

ウ 自治組織で定める班編成により、秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導するため避難経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで搬送する。

エ 避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

(3) 避難場所の選定及び応急医薬品等の備蓄

災害時における患者の避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、搬送に必要な担架、ストレッチャー車、車椅子等を配備し、また医薬品、食料品、衣類、毛布等を備蓄しておく。

第11章 災害時要援護者に対する援助活動

《基本的な考え方》

高齢者、障害者、乳幼児など災害時要援護者の避難誘導に努めるとともに、災害時要援護者の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
援 護 班	・災害時要援護者の早期発見及び避難に関すること。 ・災害時要援護者に対する在宅福祉サービス等の提供に関する こと。
土 木 班	・災害時要援護者に配慮した応急仮設住宅の建設に関すること。

1 災害時要援護者の避難

援護班長等は、災害発生直後あらかじめ作成した要援護者一人ひとりの避難支援プラン、在宅サービス利用者等の名簿を利用するなどして、居宅に取り残された災害時要援護者の早期発見に努め、速やかに避難誘導を行う。

また、多様な避難場所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

2 避難所等への移送

災害時要援護者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講じる。

なお、避難所へ移動した災害時要援護者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

- (1) 避難所への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

3 応急仮設住宅への優先的入居及び日常生活の援助

応急仮設住宅への収容にあたっては、災害時要援護者の優先的入居に努める。また、災害時要援護者が生活する応急仮設住宅には、必要に応じて保健師、ケースワーカー等を派遣し、日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

なお、土木班長は、応急仮設住宅の建設にあたって、段差の解消やスロープ、手すり

等を設置し、高齢者や障害者に配慮した構造の仮設住宅を一定割合建設するよう努める。

4 在宅者への支援

援護班長は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その災害時要援護者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

(1) 災害障害者に対する援助

ア 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付

イ 災害障害者の更生相談

5 応援依頼

本部長は、救助活動の状況や災害時要援護者の状況を把握し、必要に応じ、県、隣接市町村等へ応援を要請する。